

令和6年度入札契約制度等説明会 質疑応答

入札全般について

Q 1

入札開始から入札締め切りまでは何日を想定しているか。

A 1

入札期間は通常5日です。

Q 2

再積算は、土木一式、舗装等の工事より順次実施というのは、どう理解すればよいか。

A 2

土木一式と舗装工事に関しては6月1日から再積算を開始します。

建築・設備工事や他部局の発注に関しては、土木一式等の実施状況などを踏まえ、検討を進めることとしています。

Q 3

契約後に違算が発覚すればどうなるか。

A 3

原則として、協議のうえ必要に応じて変更契約を行います。

Q 4

再積算により、入札参加資格等の価格帯が変更になった場合は入札を中止するか。

A 4

発注基準も含め、総合評価落札方式の型式も、再積算前の予定価格（設計金額）で決定しており、再積算の結果で入札が中止になることはありません。

Q 5

予定価格事前と言いながらも、事後公表と同じやり方になったと思う。
事後公表をしている多くの他府県では、一般的に開札直後に再計算結果がわかる内訳書を公開しているが、予定はあるか。

A 5

今のところ考えておりませんが、状況を見て検討していきます。

低入札価格調査について

Q 6

調査基準価格を下回る価格で入札をした場合になるのか。

A 6

低入札調査基準価格を下回る価格で入札した場合には、低入札価格調査により契約の内容に適合した履行がなされるか調査を実施します。低入札調査をするための資料を、開札日の2日後の16時までに、県の建設産業課に持参してください。

Q 7

低入札調査に関して、辞退書類を紙で持って提出しに来るとか、アナログ的なことが多いと思うのですが、DX化を図らないのか。

A 7

順次検討を行っていきます。

Q 8

重点調査基準の計算率があるが、国交省と同じ基準を採用ということが書かれています。この基準額は1円でもずれれば対象になってくると思う。直接工事費の90%等々の4項目の各種率を掛けたときに出てくる端数処理等々も明確にされるのか。

A 8

予定価格算出の基礎となった下記に掲げる費用の額に割合を乗じて算出される金額から円未満の端数を切り捨てた額に満たない者に対して特別重点調査を実施します。

- (1) 直接工事費 10分の9
- (2) 共通仮設費 10分の8
- (3) 現場管理費 10分の8
- (4) 一般管理費等 10分の3

再積算について

Q 9

再積算に関しては、奈良県土木工事積算システムに搭載されている県が公表している単価等が対象ということだが、コスト情報や物価資料等の市販刊行物は対象外というという認識で合っているか。

A 9

県が公表している毎月の単価が今回の再積算の対象です。工事ごとに市場単価やコスト情報等から採用している単価等は再積算の対象外です。

Q 10

各事務所や県政情報センター等で毎月の1日に公表されている単価等は、Webで確認できるようにならないか。

A 10

6月以降、最新月の単価は毎月1日までにホームページに掲載します。6月分は公開が遅れましたが、7月分以降は1日に公開を予定しています。また、ホームページに掲載する単価は、これまでの「県で調査している単価」に加え、積算システムに搭載されているものの名称・規格を掲載します。

Q 11

見積もり単価は公告時に積算参考資料で基本的に公表し、一部同意が得られていない場合は非公表になるとのことだが、この場合、単価だけが非公表であるとわかるように一覧に明示されるのか。

A 11

同意が得られていない見積もり単価については非公表となりますが、名称・規格については極力公表する方向で検討します。

Q 12

再積算の単価について、たとえば、7月1日入札開始であれば7月号の単価を採用すればいいのか。

積算者が工事ごとに登録した単価は再積算の対象外とのことだが、刊行物を用いたものは対象外になるというところがわかりにくい。

A 1 2

再積算の単価は、7月1日入札開始であれば、県がホームページで公表する7月単価になります。

工事ごとに刊行物から採用した単価は対象外です。建設物価とか積算資料から単価を採用しているとはわかるように表記しますが、採用単価自体は表記しません。実際には再積算の対象になってないので、採用単価は横バーの表記になります。また、公表している資料には適用している刊行物の月号がわかるようになっています。

Q 1 3

積算システム内で搭載されている単価は、現状事務所等に閲覧に行けばある公表資料以外のもも入っていると思うが、物価本から採用されているケースが多いと思う。このようなケースは再積算をせず、単価の変更はないという認識でよろしいか。

A 1 3

システムに搭載されている、物価本等から取っている単価に関しては、再積算の対象になります。

積算システム内に搭載されていない、工事ごとに物価本から採用した単価は、今回の再積算の対象でないので、単価の変更はありません。

Q 1 4

公表される規格は、経済調査会と建設物価調査会のどちらで書かれるのか。
また、掲載ページを公開している自治体もあるが、そうした対応は考えているか。

A 1 4

使用する資料の規格と合わせるような形で表記する予定です。

ページまでは掲載しません。今回、このようなご意見をいただきましたので、他府県の状況を見ながら検討します。

Q 1 5

管理費区分も公表されていますが、その区分はわかるようになっているのか。

A 1 5

県が公表している積算関連資料の中に管理区分も書いていますので、わかるようになっています。

総合評価落札方式について

Q 1 6

低入札で失格になった場合は、技術提案の点数はHP上などで事後での公表はあるか。

A 1 6

低入札価格調査で失格となった場合でも、技術評価点内訳表を奈良県入札情報サービスシステム（P P I）で公表しています。

Q 1 7

表彰対象が5年から4年になった意図は何か。

A 1 7

表彰の評価対象期間を過去4年間に変更したのは、令和6年度の制度改正により導入した「企業・技術者評価型」では、技術提案による評価がなく、これまで以上に「企業の施工実績等」の重みが大きくなることから、評価対象期間を見直しました。

Q 1 8

一般的な落札者決定基準は公表されるか。

A 1 8

新しい落札決定基準は技術管理課のホームページで公表します。

Q 1 9

企業技術者評価型と技術提案評価型の比率はどの程度になるか。

A 1 9

工事内容に応じて工事毎に決定することとなるため、比率というのはありません。

Q 2 0

企業チャレンジ評価型の「本店所在地」はなぜ工事实施市町村ではなく、事務所管内の評価に変更したのか。

A 2 0

企業チャレンジ評価型は、実績を持たない企業の受注機会を確保することを目的としていますが、工事発注数や実績を持たない企業数は市町村によりばらつきがあるため、事務所管内一律としています。

Q 2 1

企業チャレンジ評価型や課題チャレンジ評価型の発注件数の見込みはあるか。

A 2 1

各土木事務所と相談しながら発注工事を決めていきます。